

みはま支援学校いじめ防止基本方針

和歌山県立みはま支援学校

平成26年3月17日作成

令和7年3月12日改訂

1 はじめに

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題」との意識をもって対応に取り組まなければならない。すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの未然防止及び早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組を進める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、全教職員が研修等を通じ、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

(2) いじめに見られる集団構造

いじめは「加害者」と「被害者」の二者関係だけの問題でなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払

い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように留意する。

(3) 本校の児童生徒の実態に鑑みて

本校児童生徒の実態から、いじめ態様の事象が必ずしも相手に心身的な苦痛を与えようとすることを意図してではなく、障害特性に起因しての行動と認識できる事象もあるという点に十分留意する。また、重症心身障害児者病棟に入所している児童生徒においての生活指導については、その実態に鑑み、心身の状態等病院との連携を密にする。

4 いじめの防止等の本校での取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ①いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ防止対策委員会を設置する。
- ②委員会の構成員は次の通りとする
 - *校長、教頭、学部主事、生活安全指導部長、（当該担任）、養護教諭、外部専門委員（学校医）
- ③委員会は次のような役割を担う
 - *学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・改善の中核となる役割
 - *いじめの相談・通報の窓口としての役割（窓口としての役割は、担任が担う）
 - *いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - *いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有を図る役割
 - *関係のある児童生徒の担任と連携し、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、などの対応を組織的に実施するため、指導体制の中核としての役割等

※なお、いじめに関しての相談窓口や事実関係の確認、指導や保護者との連携等は担任、及び校内の構成員を中心に行い、外部専門委員については、必要に応じて出席を求めるとする。また、委員会においての論議の経過、及び確認された今後の対応方針等について、適宜、職員会議（或いは学部会）で共有を図る。

(2) 未然防止

- ①すべての教職員の共通理解・資質能力の向上
 - *年度当初に、児童生徒の障害特性などの実態把握に基づき、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、指導上の留意点等について全職員の共通理解を図る。全ての教職員がいじめの防止等に取り組める資質能力を身につけられるよう、校内研修を行う。また、多様な実態の児童生徒が在籍している本校の現状に鑑み、児童生徒の実態把握を全教職員の共通理解とできるよう日常的に情報交換を行う。
 - *「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂）チェックリストを活用し、平時からの備えの充実を図る。

②日常的な関わり

*小規模校である本校の特性をいかし、個々の児童生徒の実態把握を行い障害特性を十分理解したうえで、学校生活全般を通じて日常的な関わりを大切に、行動及び心理状況に目を配る。

③人権教育及び体験活動等の充実

*かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心を育成するため、教育活動全体を通じて人権教育の充実を図る。また、体験活動等を通じ、他者と深く関わる経験を重ねる中で、自己を見つめる力や社会性を豊かにし、よりよい人間関係を構築する力を養う。

④学級活動や生徒会活動の充実

*学級活動や生徒会活動等で、自分の意見や考えを发表或し、集団として合意形成したことを実践するなど自治能力を高め、児童生徒が自ら計画し実行できる自主的・自発的な力を育てる。さらに、取組を通じて、児童生徒のコミュニケーション能力や達成感や充実感、自己肯定感等の育成を図る。

⑤授業改善の推進

*個々の児童生徒の障害特性などの実態把握を行い、一人ひとりを大切に、児童生徒にわかる喜び、できる喜びなどの実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行う。

⑥開かれた学校づくり

*本校が取り組むいじめ防止の対応について、本方針を学校ホームページに掲載し、年度当初に保護者に通知する等、保護者への理解を促す。また、PTAや学校運営協議会、本校児童生徒が関係する福祉関係者や医療関係者と定期的に情報交換するなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを構築する。

⑦インターネット上のいじめの防止

*授業だけではなく、外部講師等を招き、児童生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等の協力を呼び掛ける。

⑧安心・安全な環境づくり

*校内では児童生徒が安心して相談できる体制を確立する。また、児童生徒からの訴えや情報の守秘と安全を保障し、児童生徒の命を最優先にし、いじめ対応を後回しにしないという原則を遵守する。

(3) 早期発見・早期対応

<早期発見>

①いじめアンケートの実施

*いじめアンケートを学期に一度実施する。実施にあたっては、児童生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。(学級担任が行うことを原則とし、「無記名」で実施し、回答の時間を十分に確保する。また、質問項目にはルビをうつなどの配慮も行う。)学級担任は、いじめアンケートの結果を学部主事や生活安全指導部長等に報告するとともに、気になることがあれば直ちに管理職に報告する。その後、保護者の了解のもと該当生徒に対して聞き取りを行う。

②相談体制の充実

*定期的に個人面談や保護者を交えた三者面談、家庭訪問などを実施し、児童生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。スクールカウンセラーの活用についても周知する。

<早期対応>

①安全確保

*いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

②情報収集・事実確認

*いじめを認知した場合や、相談・訴えがあった場合、児童生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、関係職員で情報を共有し、迅速に対応し、正確な実態把握を行う。得られた情報に関しては確実に記録をする。

③指導、支援体制の整備

*いじめ防止対策委員会を開き、指導・支援方針及びいじめの認知の検討を行う。

*組織で役割分担を行い、指導、支援体制を組む。

*被害児童生徒に対しては最も信頼のある教職員（担任等）が対応し、最後まで絶対に守るという姿勢で不安に寄り添い対応する。

*加害児童生徒に対しては聞き取りを行った内容を再度確認し、動機や気持ちを徹底的に聞く。指導に際しては、児童生徒の実態や発達段階を考慮しながら指導を行う。いじめが相手の人権を侵す行為であることを自覚させ、いかなる理由があってもいじめは許されないことだと冷静に諭す。

*被害児童生徒・加害児童生徒の保護者に対して、即日、家庭訪問等を含めた対応を検討する。どちらの保護者にも事実を正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を丁寧に説明する。

*指導中、また解決後も定期的に家庭と連絡をとり、きめ細かに経過観察を行う。

<本校の児童生徒の実態から>

※本校の児童生徒の実態から、他者の体に触れるなどの行為がいじめを意図してではなく障害特性に起因する行為であったとしても、事実関係を確認したうえで適切な対応をとる。

④関係機関との連携

*いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、障害特性に留意するなど教育的な配慮のもと、早期に児童相談所や警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し連携した対応をとる。なお、児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、福祉関係者や医療関係者など関係機関との情報交換を適宜行う。

⑤インターネット上のいじめへの対応

*インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサ

イト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童生徒及びその保護者の了解のもと、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 家庭・病院・地域との連携

懇談会や学校行事、学校開放等を通じて保護者や病院、地域住民との信頼関係を構築し、児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、個別懇談等の機会に情報交換を行う。

(5) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている「いじめの防止等のための基本的方針（平成 25 年 10 月文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月最終改定）」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省作成、令和 6 年 8 月改訂）等により 直ちに適切な対処を行う。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<生命、心身又は財産に重大な被害>とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

<相当の期間学校を欠席する>とは

- 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする
- ただし、一定期間、連続して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態の発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ① 重大事態が発生した場合、直ちに学校は教育委員会を通じて学校の設置者（地方公共団体の長）に報告する。

②学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

<学校を調査主体とした場合>

○当該重大事態の調査を行うため、組織の設置

*いじめ防止対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を確保するように努める。

○事実関係を明確にするための調査の実施

*重大事態に至る要因となったいじめ行為に関する事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

*学校はたとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合い調査を遂行する。

○調査結果の提供及び報告

*学校は調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。情報提供は適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

*情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

○調査結果の報告

*調査結果については、当該地方公共団体の長に報告する。

*被害児童生徒またはその保護者が希望する場合には、被害児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

○調査結果を踏まえた必要な措置（再調査の実施）

<学校の設置者を調査主体とした場合>

○設置者の指示のもと、資料の提出等調査に協力

参考資料

■いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））

■いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）

■いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（文部科学省 HPより）

■いじめ問題対応マニュアル（令和6年3月第5版 和歌山県教育委員会）